

■上田市小規模保育事業所設置・運営事業者募集要項に関する質問と回答

※項番は、『令和8年度4月1日開設上田市小規模保育事業所設置運営事業者募集要項』に記載の項番を表示しております。

※受付した質問の掲載に当たって、一部文章を修正しています。

※類似の質問については、質問をまとめて掲載しています。

No.	募集要項のページ	項番	質問	回答
1	1	2	小規模保育園の設置が特に望まれているエリア（地域名や学区など）、現在待機児童が多い地域や、既存施設の不足している地域の有無を教えてください	今回の公募で小規模保育事業所の設置を行う神川・神科地区自治会連合会の地域の中でも古里・住吉地籍周辺への入園に関する問い合わせが比較的多くあり、需要があると見込んでおります。また、現時点で上田市に待機児童はおりませんが、毎年度入園調整に苦慮している地域になります。
2	4	6 (4) イ	(4) 職員配置等 イに保育従事者の配置は1歳児3人につき1人以上との記載がありますが、本来は6人に1人の配置で問題ないため、3人に1人以上の基準を満たすために採用する保育士に関して補助金などはありますでしょうか？	<p>国基準を上回る1歳児に対する保育士の加配分については、国基準による地域型保育給付費を支給するとともに、「上田市民間保育所等運営費等補助金交付要綱」中の「1歳児保育士加配支援事業」により、補助を行います。</p> <p>「1歳児保育士加配支援事業」の補助額については、1歳児4人につき1人以上の加配保育士と1歳児3人につき1人以上の加配保育士に対する補助額で算出方法が異なり、それぞれの基準で算出した補助額のうち、いずれか大きい額を補助額としています。</p> <p>1歳児4人につき1人以上の加配保育士に対する補助額については、長野県の「保育士加配支援事業交付要綱」の基準額により算出し、1歳児3人につき1人以上の加配保育士に対する補助額については、上田市の独自基準により算出します。</p> <p>補助額の詳しい算出方法については、別添の「【保育士加配支援事業】交付要綱」・「【保育士加配支援事業】実施要綱」及び「上田市独自基準による1歳児保育士加配支援事業の算出方法」をご覧ください。</p>
3	4	6 (4) ウ	(4) 職員配置等 ウにイに加え、保育従事職員を1人以上配置することとの記載がありますが、この基準を満たすために採用する保育士に関して補助金がありますでしょうか？	小規模保育事業所における職員数は、国が定めるところにより保育士の配置基準+1名に設定されています。このことについて、上田市独自基準で保育士を配置いただくものではないため、質問内容における職員配置の補助金はありません。
4	7	9 (1) イ	イにプレゼンテーション審査に関しまして記載がありますが、参加者は何名までの決まりや、必須参加者の決まりはありますでしょうか？	ご提示いただく企画提案書の質疑応答をいただける方について、2~3名程度に参加いただくことを想定しております。必須参加者の定めはありませんが、会場等の都合がございますので、多数の方にご参加いただく場合につきましては事前にお問い合わせをお願いいたします。